

# 第8

# 年金額の改定

## 年金額の改定（スライド）の基本的なしくみ

原則、年金額は、毎年度、賃金や物価の変動に応じて自動改定するしくみとなっています。具体的には、

①新規裁定者（年金を受給し始める方）の年金額は、賃金変動率により改定

②既裁定者（年金を受給している方）の年金額は、物価変動率により改定

することとされていますが、賃金の伸びが物価の伸びを下回る場合は、現役世代の負担との公平の観点などから、新規裁定者、既裁定者ともに賃金変動率で改定する等、状況に応じた改定の特例が設けられています。

## 給付水準の自動調整（マクロ経済スライド）のしくみ

平成16年の年金制度の改正において、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、「調整期間」※1においては、「現役人口の減少」※2と「平均余命の伸び」※3を勘案した率（スライド調整率）により、給付水準を調整するしくみになっています。

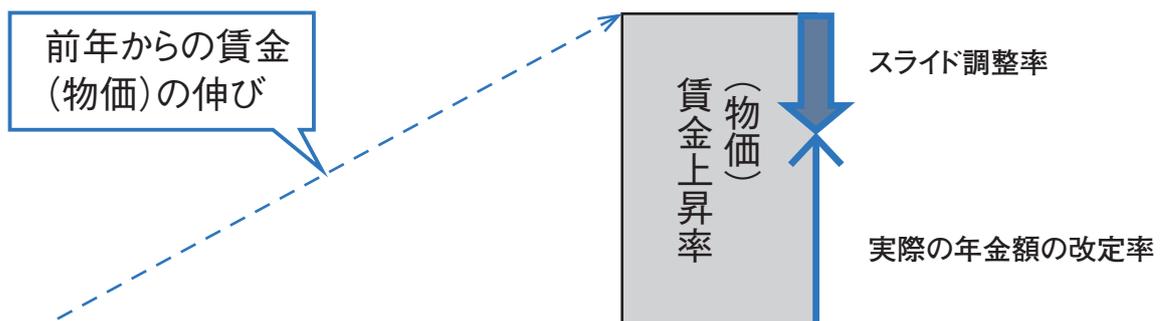
※1「調整期間」とは、保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるよう、年金額の伸びの調整を行う期間をいいます。

※2「現役人口の減少」は、現役全体でみた保険料負担力の低下につながるものです。

※3「平均余命の伸び」は、受給者全体でみた給付費の増大につながるものです。

### 〈調整のイメージ図〉

○調整期間中は、年金額の伸びから「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定することとなります。



## 令和5年度の年金額について

年金額の改定については、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者（67歳以下の方）の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者（68歳以上の方）の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。

令和5年度の年金額は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率2.8%を、既裁定者は物価変動率2.5%を用いて改定します。

また、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.3%）と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整（▲0.3%）が行われます。

よって令和5年度の年金額の改定率は、新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%となります。

### ■参考：令和5年度の参考指標

- ・物価変動率：2.5%
- ・名目手取り賃金変動率\*1：2.8%
- ・マクロ経済スライドによるスライド調整率\*2：▲0.3%
- ・前年度までのマクロ経済スライドの未調整分\*3：▲0.3%

※1「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたものです。

#### ◆名目手取り賃金変動率（2.8%）

$$= \text{実質賃金変動率（0.3%）} + \text{物価変動率（2.5%）} + \text{可処分所得割合変化率（0.0%）}$$

（令和元～3年度の平均）      （令和4年の値）      （令和2年度の値）

※2「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改正により導入されました。マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

#### ◆マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.3%）

$$= \text{公的年金被保険者総数の変動率（0.0%）} + \text{平均余命の伸び率（▲0.3%）}$$

（令和元～3年度の平均）      （定率）

※3「マクロ経済スライドの未調整分」とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。

未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する仕組みは、平成28年の年金制度改正により導入されたもので、現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

#### ◆前年度までのマクロ経済スライドの未調整率（▲0.3%）

$$= \text{▲0.1%（令和3年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分）}$$

+

$$\text{▲0.2%（令和4年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分）}$$